

平成20年加美町議会第2回定例会会議録第2号

平成20年6月18日(水曜日)

出席議員(20名)

1番	佐藤正憲君	2番	米木正二君
3番	木村哲夫君	4番	一條光君
5番	吉岡博道君	6番	門脇幸悦君
7番	下山孝雄君	8番	沼田雄哉君
9番	工藤清悦君	10番	三浦英典君
11番	佐藤善一君	12番	近藤義次君
13番	新田博志君	14番	福島久義君
15番	尾形勝君	16番	高橋源吉君
17番	一條寛君	18番	星義之佑君
19番	猪股信俊君	20番	米澤秋男君

欠席議員 なし

欠 員 なし

説明のため出席した者

町 長	佐藤澄男君
副 町 長	森田善孝君
総務課長	早坂宏也君
会計管理者兼課長	伊藤東君
政策推進室長	高橋啓君
企画財政課長	吉田恵君
町民課長	佐藤勇悦君
税務課長	竹中直昭君
農林課長	猪股雄一君
農業振興対策室長	府田周一君

森林整備対策室長	浅野恒昭君
商工観光課長	柳川文俊君
建設課長	早坂忠幸君
保健福祉課長	早坂仁君
子育て支援室長 地域包括支援 センター所長	早坂律子君
上下水道課長	川熊忠男君
小野田支所長	高橋行雄君
宮崎支所長	齋藤吉男君
総務課長補佐	猪股忠一君
教育長	猪股清信君
教育総務課長	今野文樹君
社会教育課長	三嶋秀二郎君
文化振興課長	諸岡敏裕君
体育振興課長	大類恭一君
農業委員会会長	三浦又英君
農業委員会事務局長	兔原伸一君
代表監査委員	鈴木裕君
	小山元子君

事務局職員出席者

事務局長	鈴木啓三君
次長	今野仁一君
主査	伊藤一衛君
主事	佐藤順子君

議事日程 第2号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 報告第 5号 平成19年度加美郡土地開発公社決算について
- 第 3 報告第 6号 平成19年度株式会社薬口振興公社決算について

- 第 4 報告第 7号 平成19年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 5 承認第 1号 専決処分した事件の承認について（平成19年度加美町一般会計補正予算（第7号））
- 第 6 承認第 2号 専決処分した事件の承認について（平成19年度加美町老人保健特別会計補正予算（第4号））
- 第 7 承認第 3号 専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例について）
- 第 8 承認第 4号 専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 第 9 議案第48号 加美町辺地総合整備計画の策定について
- 第10 議案第49号 損害賠償の額の決定について
- 第11 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町南鹿原青野地区高齢者集会交流施設）
- 第12 議案第51号 字の区画を新たに画することについて
- 第13 議案第52号 字の区画を変更することについて
- 第14 議案第53号 平成20年度加美町一般会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第54号 平成20年度加美町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第55号 平成20年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第56号 工事請負契約の締結について（加美町立中新田小学校校舎棟大規模改修工事）
- 第18 議案第57号 工事請負契約の締結について（加美町宮崎生涯学習センター建設工事）
- 第19 請願第 1号 「後期高齢者医療制度」の廃止を求める意見書提出についての請願
- 第20 請願第 2号 医師・看護師を確保するための請願書
- 第21 議員派遣の件について
- 第22 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22まで

午前10時03分 開議

○議長（米澤秋男君） おはようございます。

本日は大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米澤秋男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、6番門脇幸悦君、7番下山孝雄君を指名いたします。

日程第2 報告第5号 平成19年度加美郡土地開発公社決算について

○議長（米澤秋男君） 日程第2、報告第5号平成19年度加美郡土地開発公社決算について報告を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 皆さん、おはようございます。昨日に引き続き、本日もよろしくお願いを申し上げます。

なお、今野教育長、初議会でございますので、あわせてよろしくお願いを申し上げたいと思います。

報告第5号平成19年度加美郡土地開発公社決算について御報告を申し上げます。

加美郡土地開発公社の平成19年度事業報告並びに決算は、お手元に配付いたしました平成19年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第5号平成19年度加美郡土地開発公社決算についてを終了いたします。

日程第3 報告第6号 平成19年度株式会社薬口振興公社決算について

○議長（米澤秋男君） 日程第3、報告第6号平成19年度株式会社薬口振興公社決算についての報告を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 報告第6号平成19年度株式会社薬口振興公社決算について御報告申し上げます。

株式会社薬口振興公社の平成19年度決算は、お手元に配付いたしました第13期平成19年度事業報告書のとおりでありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第6号平成19年度株式会社薬口振興公社決算についてを終了いたします。

日程第4 報告第7号 平成19年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（米澤秋男君） 日程第4、報告第7号平成19年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 報告第7号平成19年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書について御報告申し上げます。

本案件は、平成19年度加美町一般会計補正予算（第6号）で繰越明許費の議決をいただいております清流の里地区資源リサイクル畜産環境整備事業土づくりセンター、町道整備事業多田川菜切谷線、同じく町道整備事業役場切込線の3事業について、繰越計算書を作成しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

なお、同じく第6号にて繰越明許費の議決をいただいております町道整備事業小泉南線につきましては、平成19年3月31日付で専決処分いたしました平成19年度加美町一般会計補正予算（第7号）において、繰越明許費補正の廃止を行っております。以上であります。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番近藤義次君。

○12番（近藤義次君） 農林水産業費の未収入特定財源7,960万円ということになっているんですが、今年度入ってくると思うんですが、これ金を借り入れて今後の財政状況がどうなのか、きのうも一般質問でしたんですけども、私は好転しているというふうに皆様のお話を聞いて理解しているんですが、その辺について企画財政課長から答弁をお願いしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） おはようございます。企画財政課長です。

ただいまの御質問の繰越計算書に伴ってということなのか、町の一般会計並びに特別会計の財政の状況ということで、きのう町長が答弁申しあげましたように、16年のときの、いわゆる繰り上げ償還が大きな町の財政の、数値としてですけれども、圧迫しているようなふうな数値として出てまいりましたが、その16年度のそれも終わりましたので、今後の推移といたしましては、きのうの町長の答弁のように、数値は次第によくなっていくということでございまして、例えば起債を受ける際に県の許可が必要であるか許可が必要でないかということの数値の起点となっております18%というものも、この4年ぐらいの間にクリアしていくということで、次第によくなっていくものと、今の状況でいけばですけれども、そのように考えております。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第7号平成19年度加美町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを終了いたします。

日程第5 承認第1号 専決処分した事件の承認について（平成19年度加美町一般会計補正予算（第7号））

○議長（米澤秋男君） 日程第5、承認第1号専決処分した事件の承認について（平成19年度加美町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 承認第1号専決処分した事件の承認について（平成19年度加美町一般会計補正予算（第7号））について御説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ804万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ125億7,080万9,000円とする補正予算と、町道整備事業1件の繰越明許費の廃止のほか、県営土地改良事業1件の地方債の変更を行ったものであります。最終補正として予算措置を図る必要があったことから専決処分を行ったものであります。

歳入の主なものについては、地方道路譲与税696万8,000円の減、自動車取得税交付金849万6,000円の減、地方交付税2,030万9,000円の増などであります。

歳出については、民生費では老人保健特別会計繰出金1,140万2,000円の増、公債費では地方債償還利子1,850万円の減のほか予備費を増額したものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。12番近藤義次君。

○12番（近藤義次君） 財政課長に地方交付税の問題でお尋ねいたします。

補正で 2,030万円ほどになっているんですが、今からどれぐらいの交付税が来るのか、その辺についてお尋ねをいたしたいと思います。

それから、福祉課長にお尋ねをいたしますが、老人福祉費繰出金として 1,140万円出てるようですが、老人保健会計、これはまだまだ伸びるのかどうか。予定よりかかり増しているのかどうか、その辺についてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 企画財政課長です。

交付税につきましては、合併して10年間は非常に優遇された形での推移をしておりますが、それでも毎年少しずつ下がっております。これは国の方で三位一体改革に伴って税の移譲でありますとか、そういうことでの交付税の削減ということをやってまいりましたので、税の移譲が余りないままに交付税が下げられているという状況でございますので、交付税は下がっております。しかし、他の合併しない町村と比べれば、その下がりぐあいは非常に小さなものであるということでございます。

それから、10年たった以降につきましても、交付税は大体2%から2.5%、3%ぐらいまで下がっていくということで町としては試算しております。

それから、特別交付税、今回の2,000万円につきましては、住民バスですとか、そういうことを行ったことによる特別交付税の増額ということでの補正をお願いしたものでございます、専決を行ったものでございます。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 保健福祉課長、お答えします。

御存じのとおり、老人の人数は毎年ふえていくわけでございます。それによってふえていくことは間違いないというふうに考えております。

ただ、今回につきましては、いわゆる3月の補正の段階で、これまでの半年の医療費の動向を見まして、余りかからないだろうということで補正減をした経過がございまして、ところが、ちょっとそれを1,000万円程度出ってしまったということで、今回専決をさせていただいたというような経過がございまして、そういった理由でございます。ただ、全体としてはふえていくというふうには感じております。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。3番木村哲夫君。

○3番（木村哲夫君） 3番です。歳入についてお伺いします。

2番の地方譲与税と、8番ですか、自動車所得税交付金、これは道路特定財源等の関係で下がったのが1点と、5番の株式等譲渡所得割交付金が補正の約半分ぐらいに減っていると。

この理由をお願いします。

○議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） まず、お尋ねの最初の2点です。これは19年3月31日付で専決処分を行ったものでございますので、暫定税率ということは入っておりません。暫定税率はその後のことでございますので、暫定税率が変更によって減額になったものではございません。これはあくまでも、いわゆる国の方で最終的な交付金、いわゆるこの譲与税でありますとか、その他もろもろにつきまして数値が確定したので、それで、その数値を直して補正を行ったというものでございます。

それから、株式等譲渡所得割交付金につきましても、これはいわゆる株式譲渡所得課税のうちの5%が県税として徴収されて、その3分の2相当額が県から交付されるというもので、これもいわゆるそれが確定したので、町としてその数値に合わせて補正を行ったというものでございます。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認第1号専決処分した事件の承認について（平成19年度加美町一般会計補正予算（第7号））の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、承認第1号専決処分した事件の承認について（平成19年度加美町一般会計補正予算（第7号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6 承認第2号 専決処分した事件の承認について（平成19年度加美町老人保健特別会計補正予算（第4号））

○議長（米澤秋男君） 日程第6、承認第2号専決処分した事件の承認について（平成19年度加美町老人保健特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 承認第2号専決処分した事件の承認について（平成19年度加美町老人保健特別会計補正予算（第4号））について御説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ1,140万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ29億7,959万2,000円とする補正予算で、医療給付費の不足分について予算措置を図る必要があったことから専決処分を行ったものであります。

歳入については、一般会計繰入金1,140万2,000円を増額し、歳出については、医療給付費1,140万2,000円を増額したものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認第2号専決処分した事件の承認について（平成19年度加美町老人保健特別会計補正予算（第4号））の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、承認第2号専決処分した事件の承認について（平成19年度加美町老人保健特別会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7 承認第3号 専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例について）

○議長（米澤秋男君） 日程第7、承認第3号専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 承認第3号専決処分した事件の承認について御説明申し上げます。

本案件は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成20年4月30日に公布施行されたことに伴い、加美町税条例の一部改正する条例を専決処分したものであります。

改正の主な内容は、個人町民税の寄附金税制についてであります。控除方式が現行の所得控除方式から税額控除方式に改められたこと、寄附金控除の上限額が引き上げられたこと、適用下限額が引き下げられたことであります。

また、地方公共団体に対する寄附金、いわゆるふるさと納税についてであります。適用下限額を超える10%について税額控除を適用した上で、さらに特別控除額、個人町民税の1割を上限とするものであります。これを上乗せして税額控除を適用するものであります。

次に、個人町民税における公的年金からの特別徴収制度の導入についてでございます。公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から、平成21年10月支給分から特別徴収が実施されます。対象者は個人町民税の納税義務者で、当該年度の初日において老齢基礎年金等を支給される65歳以上の者となります。

その他、住宅税制において、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置や、新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長など、所要の改正を行ったものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。11番佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） ふるさと納税についてでありますけれども、申告書の記入を簡単にしないと、なかなか制度として根づかないのではないかと思うんですけれども、そのふるさと納税の申告の手続方法についてお尋ねをいたします。

○議長（米澤秋男君） 税務課長。

○税務課長（竹中直昭君） 税務課長。

先ほどの寄附金控除される場合、申告手続が難しいということだと思いますけれども、いずれ寄附金を受け入れた場合、その寄附を受けた町で受領書を発行することになります。その受領書を翌年度の申告の際、これを申告していただかないと税金から控除なりませんけれども、その受領書を持っていけば控除されます。そういったことになります。その寄附の受け入れの手続等をできるだけ簡単にしやすいような制度を、多分これから町の方で考えると思いますので、基本的には寄附金をいただきましたという受領書を発行して、それを持っていけば申告すれば控除になるということです。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。12番近藤義次君。

○12番（近藤義次君） 指定管理者選定委員会の謝礼が出ているんですが、今年度、町長、指定管理者何カ所ぐらいやる計画なのか、その辺についてお尋ねいたしたい。

○議長（米澤秋男君） 12番、ちょっとその質問は違うんじゃないでしょうか。（「まだすか、ごめんごめん」の声あり）

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認第3号専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例について）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、承認第3号専決処分した事件の承認について（加美町税条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第8 承認第4号 専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（米澤秋男君） 日程第8、承認第4号専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 承認第4号専決処分した事件の承認について御説明申し上げます。

本案件は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成20年4月30日に公布施行されたことに伴い、加美町国民健康保険税条例の一部改正する条例を専決処分したものであります。

改正の主な内容については、一つは、後期高齢者医療制度の創設に伴い、賦課額に後期高齢者支援金等課税額を追加するとともに、その算定額基準等を定めるものであります。二つ目は、課税賦課限度額を変更するもの。三つ目は、後期高齢者医療制度創設時の後期高齢者または制度創設後に75歳に到達する者が国民健康保険の被保険者でなくなったことにより単身となる世帯、これを特定世帯といたしますが、これにあつては当該世帯に係る世帯別平等割が軽減されることとあります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認第4号専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、承認第4号専決処分した事件の承認について（加美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第9 議案第48号 加美町辺地総合整備計画の策定について

○議長（米澤秋男君） 日程第9、議案第48号加美町辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第48号加美町辺地総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

本案件は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律及び施行令の規定により、交通条件、自然的・社会的及び経済的条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図る必要がある地区について、総合的かつ計画的に整備を促進するために策定するもので、これまで平成15年度から平成19年度の5カ年間の期間で漆沢地区と鹿原地区で計画を策定し、辺地対策事業を実施してまいりました。

本計画は、前年度までの辺地対策事業に引き続き、鹿原地区、漆沢地区を含めた西小野田地区、上多田川地区及び旭地区の4地区を、辺地の指定要件により新たな計画区域として、平成20年度から平成24年度までの5カ年間の計画期間とし、加美町の総合計画を基本に各種事業を総合的かつ計画的に実施するための総合整備計画であります。

計画策定の手続は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、宮城県と協議をし、議会の議決を得る必要があることから

本定例会に提案するものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番一條 光君。

○4番（一條 光君） 二つほど御質問いたします。

一つは、加美町で4地区を選定して、選定してといたしますか、確定して計画したわけですが、その中で辺地度数が一番高いのが上多田川地区なわけですね。鹿原地区、漆沢地区は以前からなっておったんですけれども、なぜこれまでこの有利な制度を利用してこなかったのかなという疑問が出てくるわけですが、これに対するお答えをいただきたいということが1点。

それから、4地区合わせて5カ年で12億円弱の整備計画であります。この整備計画、当初は過疎債、あるいは合併特例債を利用して計画を組んでおったものもあるんだろうと思いますけれども、これらからこの辺地指定を受けることによって利用できる辺地債に転じたものがどれくらいあるか。この2点についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） 企画財政課長です。

最初のところの上多田川地区をなぜ辺地計画を旧中新田町を含めて行ってこなかったかということでございますけれども、点数を計算すれば、上多田川地区、辺地計画に該当したと思います。ただ、辺地計画は、その地域全体の振興策を計画として、そして全体的な底上げといいますか、全体的な計画の中で実施していくということございましたので、事業を行うために計画を行うのではなくて、計画をつくって、そしてその中で事業を行っていくということで辺地計画を策定するものでございますけれども、旧中新田町の場合は、事業を行うために辺地計画をつくるということはないで、その事業をもとに起債を充てて行ってきたということでございます。いわゆる辺地計画を地域の振興策として計画をしなかったということでございます。

あと、もう一つの辺地、今回の事業が、いわゆるその他計画の中でどのぐらい占めるかということなんですけれども、まず新町建設計画というものがございますので、その新町建設計画を行うに当たって、どの事業でそれを実行していくかということで見まいりますと、辺地計画につきましては、今回の辺地計画は総合計画全体の中の2.2%程度でございます。

それから、いわゆる新町建設計画は、交流・ふれあいとか環境・生活、教育・文化など七つ

の項目に施策の区分がされていますけれども、辺地に当たる部分はその交流・ふれあいというところでございまして、その中での割合を見てもみますと大体 8.4%、147路線中の18路線ということでございます。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 4番。

○4番（一條 光君） 割合で示していただいたわけですが、金額で示していただければ、さらに措置率の高い10%を使う、辺地債を使うわけですから、金額にしてそれだけでこの制度を利用することによって何百万、何千万有利になったということが明確にアピールできるんだろうと思いますけれども、これについての計算はしておりませんか。

○議長（米澤秋男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田 恵君） まず、新町建設計画全体で 527億 6,000万円、昨年の9月にたしか新町建設計画の進捗状況というようなお尋ねがあったかと思っておりますけれども、いわゆるそれをこの過疎債で行うということになれば、交付税が70%、そして辺地であれば80%ということですから、その分の差額が有利になるということでございます。それから起債はほぼ 100%見られるということでございますから、起債は借金ですからあくまでも返さなければなりませんけれども、交付税措置で見られる分10%が有利になるということでございます。その全体的な数値に関しては今回まだ計算をしておりません。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。3番木村哲夫君。

○3番（木村哲夫君） この資料を見ますと、使用目的が町道、林道、観光施設ということで、道路と観光施設がほとんどなんですが、この辺地債をいろいろ調べてみますと、道路とか農道、林道と書いてあるんですが、これ橋には使えるものなのかどうか。つまり西部地区の方に行きますと川が多くて橋の危険性も非常にありますので、道路というよりは橋の方が急なのかという気がします。その辺いかがなんでしょうか。

○議長（米澤秋男君） 建設課長。

○建設課長（早坂忠幸君） 建設課長です。

今、町道、林道、観光施設で、橋の方適用ならないのかという質問と聞いたんですけれども、橋もなります。それで、橋に関しては前にもお話ししたんですけれども、今、橋梁点検、19年度から始まりまして23年か4年ころまで完了する予定です。その後に計画立てまして随時整備の方向に、かけかえする分、それから整備で対応できる分、その計画があって申請した段階でこの計画に入れようかなと思っております。以上です。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。こ

れにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第48号加美町辺地総合整備計画の策定についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第48号加美町辺地総合整備計画の策定については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 議案第49号 損害賠償の額の決定について

○議長（米澤秋男君） 日程第10、議案第49号損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第49号損害賠償の額の決定について御説明申し上げます。

本案件は、平成20年4月10日午後5時57分ごろ、加美町字中原23番地41先、これは小野田中学校敷地内ではありますが、において、加美町非常勤職員が職務上、町所有車両スクールバスを運転中、乗りおくれた生徒を乗車させるため後進したところ、後方確認を怠ったため、直後に停車中の相手車両（普通乗用車・宮城 500そ2963）に接触し、相手車両の前方部分に損傷を与えたことに対し、過失割合が町 100%により賠償額31万 5,860円と決定いたしました。そこで地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番一條 光君。

○4番（一條 光君） これまでの損害賠償幾つかあったわけですが、金額が30万円未満だったゆえになかなか質問をする機会がございませんでした。今回は議案として出ておりますので、この機会に質問させていただくわけですが、ここに被害者側の名前は出ているわけですが、加害者側が特定できてません。ここは加害者側をむしろ優先する形で、あるいはひいきする形で、当然載せるべきだろうというふうに思います。

それから、もう一点、字中原23番地の41ですね、この場所の特定、もう少し詳しくお示しをいただきたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 総務課長、お答えします。

まず、自動車損害、今回議案として出しました30万円を超える町の専決の指定事項で議案としてさせていただいたものでございます。

また、被害者側については氏名を列記しているという形で、これは被害額を支払う相手方という形で記載し、議案の提案の手法でございますが、これにつきましては議案書には加害者はあくまでも個人じゃなくて加美町という形の中で、個人名を記載することは不要という形で議案の提案の手法となっています。また、個人名を公表するかどうかについては現在も、懲戒処分等を、これ基準があるんですけども、そういう場合に該当する場合に個人名まで公表するというような形に準用しています。

それから、2点目の、済みません、学校の敷地内ということですが、敷地のどの辺——済みません、テニスコートあって、そこにスクールバスの駐車場あるんですが、その間の通路、歩道との間の通路、地番については敷地の地番でございます。学校敷地内です。

○議長（米澤秋男君） 4番。

○4番（一條 光君） これまでの議会に対するこういった議案として出す場合の表記の仕方、これまで不要と認めて出さないんだということですけども、そんなことはないんだろうと思いますね。やはり、むしろ再発とか、あるいはどういった状況で事故が起きたんだということ判断するためには、そういったことを明確にしないと判断できない部分が多分にあるんだろうというふうに思います。そして、それを伏せておく理由は、幾らそのサイドに立ってみても、それをまさるものではないんだというふうに私は思いますので、過失が100%町にありながら被害者側だけを固有名詞まで挙げて、加害者側は一切伏せておくというのは、今の時代に非常に古い閉ざされたやり方かなというふうに思います。それでも伏せておくんだというのであれば、もう少し説明をお聞かせいただきたいということが1点です。

それから、事故は学校の構内で起きたということでもありますけれども、人づてに聞く話は、これは子供さん方を迎えにいった車がバスに追突されたということでもありますけれども、そもそも構内は自由に入れるものなのか。そして、そういったものがそういったやり方が加美町内のどこの学校でも、何らの規制もなく出入りしているものなのか。もしそうだとすれば多少問題もありますので、まずもってその実態。そして、看過しているその理由等についてもお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 議案としての提案の内容につきましては、先ほど御説明したとおり

加害者は町という形で、今現在、県も含めてこういう議案の提出の仕方という形で、加美町だけが名前を載せるという形の中にはいかないと思います。

あと、個人名、加害者はあくまでも町であって、個人ではないよという形。ただ実際に事故を起こした方については、これをどうするかという形でございますので、これはさっきお話ししましたとおり、きちんと処分でその処分が社会的に批判を受けるような、受けるか受けなかったって事故を起こしているんですから受けるわけでございますが、これを公表基準に沿って氏名等を公表していきたいと思っています。

○議長（米澤秋男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（三嶋秀二郎君） 教育総務課長、お答えします。

先ほどの児童生徒の送迎に要する位置でございますが、学校にそれぞれ駐車場を設定しまして、そこで乗降をさせるようにしてます。道路に駐車しますと、それ以上に危険が伴うと。一般車両の通行、そういった中で児童生徒の送迎はしないように一応指導しておりますし、この前、鳴瀬地区の雑式目の集会所で町政懇談会がありました。その際、区長さんから一般道路での保護者の児童の送迎はやめてほしいと。ぜひ構内で児童の乗降をしてほしいというような要望もございましたので、校長会等々でそういった状況を聞きながら、子供たちの安全のための仕組みを今後やっていかなければいけない、そんなふうに思っております。以上です。

○議長（米澤秋男君） 4番。

○4番（一條 光君） 過失 100%の加害者を明示しないで被害者のみを明示する。県が公表してないから我が町も公表しないというような、みんなで渡れば怖くない赤信号と同じような発想で、果たして今の世の中通じるのかなと私は思いますね。やはりどのやり方が今後のためになるか。どのやり方が町民にとって知らせなければならぬ行政の役割なのかと、そういう原点に立ち返れば、おのずとやり方は明白なはずであります。もしこれを伏せておかなければならないという法令、規則、あるいは通達等も含めて、あればどの部分なのか、それもお聞かせをいただきたい。

そしてまた、そういったものがないから旧小野田町、合併する前の小野田町は明示しておっただろうというふうに思います。あれはやはり他と違って法令を違反して明示していたのかなということになりますけれども、その点についてもお伺いをいたしたい。

やはりある種の明示されることによって緊張感を持つ、責任を持つということは、再発防止の意味でも一定の責任を持たせる意味においても必要だと思いますけれども、もう一度前向きな答弁をお願いしたいと思います。

それから、構内に車を乗り入れているのは例外でないというお話でしたけれども、それでいて事故が起きたわけですから、単に突然この1件だけでなく危なかった事例というものは幾つかあるんだろうと思います。そうしたら、やはりここからは入れないんだという線引きとか、あるいは父兄の方々、あるいは児童ときっちりとしたそういった線引きというものを確定しておかないと、あそこの小学校はいい、こっちの中学校はだめだと、そういうばらばらになってくるんだろうと思いますので、もう少し統一した考え方で臨んでいただくことが今後のためになるのかなと思いますけれども、もう一回御見解をいただきたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 副町長。

○副町長（森田善孝君） 副町長、お答えします。

議員さんから御質問ありましたけれども、確かに議員さんの質問の内容がほぼ正しい部分を感じますので、町としましてその方向で検討をしてみたいと思います。

また、旧小野田町において明記したということにつきましては、その時点で正しいものとして判断し実行したものと判断しますので、それはそれとしまして、加美町においても、御質問にありましたようなことに、町としましても、また事故を起こした職員に、あるいは非常勤職員においても責任等の分野を明確にする上でよく検討し、よい方向に処理していきたいと思いますので、御理解をお願いします。

○議長（米澤秋男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（三嶋秀二郎君） 教育総務課長、お答えします。

この件は一線議員御案内と思いますが、小野田中学校でございまして、進入口が保護者とあとスクールバスの一方通行になっておりまして、出口も全く一緒であったということで、そういった事故が起きてしまったということでございます。生徒が乗りおくれたためにバスの運転手がバックした。そこに保護者の車がおったということで追突したということですね。そういうことを反省しまして、校長とも学校ともお話ししまして、保護者の送迎用のルートと公用車の送迎バスのルートを別にしようということで、この事故直後、話し合ってきたところがございます。

これは小野田中学校だけのことではないと思いますので、校長会等々で教育長の指示に従って、いろいろと検討していきたいなど。今後このような事故をなくすためにも、一線議員の御提案を受けて検討してまいります。よろしくをお願いします。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。13番新田博志君。

○13番（新田博志君） 今の質問に比べると大分稚拙な質問ではあるんですが、こういう機会が

あんまりないので、この際、皆さんで情報を共有しておいた方がいいかなと思ってお聞きしますけれども、この額は当然保険金で支払える額だと思うんですけれども、通常私らが掛けている保険というのは保険屋さんの免責という部分がありまして、例えば3万円まで免責とか5万円まで免責とかいう部分があるんですが、そういう部分はあるんでしょうか。あと、またあるとすれば、それはどこから出てるんでしょうか。その2点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（米澤秋男君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 全国町村会からもですけれども、自動車損害賠償保険、それに対応して全額補てんされます。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。11番佐藤善一君。

○11番（佐藤善一君） この金額は恐らく保険金以外の慰めといいますか、慰謝料関係のあれかなと思うんですけれども、今回の事故だけでなく、一応確認をとっておきたいと思うんですけれども、この保険以外の金額については、その内容によって当事者負担を応じさせることができるという法的に根拠があると思うんですが、この件について確認をとっておきたいと思いません。

○議長（米澤秋男君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 今回の場合は車両保険でございまして、人身事故ではございませんでしたので、対物関係、これを任意保険で町村会の保険で対応すると。人身事故の場合はこれは損害賠償保険、それらで対応するというような形になります。

○議長（米澤秋男君） 11番。

○11番（佐藤善一君） これまでに何件かあったんですけれども、ここに明示される金額は今までそうだったんですか。

○議長（米澤秋男君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） これは慰謝料その他入ってません。車両の損害保険のみです。

○議長（米澤秋男君） 11番。

○11番（佐藤善一君） 副町長、間違いないですか。個人負担もあわせて、あるのかどうか。

○議長（米澤秋男君） 副町長。

○副町長（森田善孝君） 13番議員と関連する部分ありますので答弁いたします。

保険につきましては、全国で町村が参加し、自治体としてつくっている保険であります。それにつきましては、一般でやっている保険と違いまして免責等はございません。かかった部分の中で全額。ですから、民間でやっているやつですと、事故率によって変わっていきますね、

掛け金のパーセント。そういうんでなくて、車の大きさ、あるいは要はエンジンの大きさ、それから使用の目的によって保険額が決まってきます。その中で補償がなされます。

それで、佐藤議員の中では人身的なものがあった場合、プラスなるかということですが、それらも該当になります。それで、今回出している部分については人身的なものがないものから、物損的なもので上げているということです。

それから、佐藤議員の中で 100%ですが、町が悪かった、今回の場合。個人負担あるかといいますと、町村会でやっている部分についてはございません。ただ、民間の部分も町で掛けている部分があります。というのは教育委員会関係の社会教育で使っているバス、それからあゆみかぜ、あるいはもしか、そういうバスがありますから、そのバスについては民間委託している中で民間の任意保険掛けてますから、その中ではパーセントが出てきますので、その運転手等が事故を起こした場合は、その会社において免責分を処理すると、持つという形ですね、そういう処理の仕方をしております。

○議長（米澤秋男君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号損害賠償の額の決定についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第49号損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第11 議案第50号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町南鹿原青野地区高齢者集会交流施設）

○議長（米澤秋男君） 日程第11、議案第50号公の施設の指定管理者の指定について（加美町南鹿原青野地区高齢者集会交流施設）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第50号公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案件は、加美町南鹿原青野地区高齢者集会交流施設、ふながた山荘であります。平成17年から指定管理者として3年間の指定期間が終了したもので、再度青野ふながた山荘管理組合

を指定管理者に指定したく、地方自治法第 244条の 2 第 6 項の規定により議会の承認を求めるものであります。

この施設は、平成14年度に高齢者の健康増進施設として南鹿原青野地区に木造平屋建て、面積96平方メートル、2,300万円の事業費で建設したもので、温泉入浴施設を備えた集会施設であります。

ふながた山荘管理組合は、冬期間の除雪作業や環境整備を積極的に行うなど3年間の施設管理は良好で、施設運営費の削減に努めるなど指定管理の所期の目的を達成しており、集会施設としての性格から他の団体の指定はなじまないものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号公の施設の指定管理者の指定について（加美町南鹿原青野地区高齢者集会交流施設）の採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号公の施設の指定管理者の指定について（加美町南鹿原青野地区高齢者集会交流施設）は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 1 2 議案第 5 1 号 字の区画を新たに画することについて

日程第 1 3 議案第 5 2 号 字の区画を変更することについて

○議長（米澤秋男君） お諮りします。日程第12、議案第51号字の区画を新たに画することについて、日程第13、議案第52号字の区画を変更することについて、以上2件は、いずれも関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき、一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、日程第12、議案第51号及び日程第13、

議案第52号を一括議題とすることに決しました。

日程第12、議案第51号及び日程第13、議案第52号を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第51号字の区画を新たに画することについて、議案第52号字の区画を変更することについて御説明申し上げます。

本案件は、経営体育成基盤整備事業・県営圃場整備事業多田川地区が施行されたことに伴い、事業区域内において字の区域を新たに画すること、字の区域を変更するものであります。

当多田川地区は、受益面積A32.9ヘクタール、全体事業費4億6,000万円の事業概要により平成14年10月の事業採択を受け、7年の歳月により平成20年度で完了する予定になっております。今回の案件は、当事業によって10アール等の未整備の区画から50アール以上の大区画に整備されたことに伴い、同区域の字の区画を新たに画すること、字の区画を変更することによって合理的な換地処分を実施することにより、事業の早期完了を目的とするものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。議案第51号及び議案第52号は一括採決といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号及び議案第52号は一括採決することに決しました。

これより採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号字の区画を新たに画することについて、議案第52号字の区画を変更することについては、原案のとおり可決することに決定しました。